

令和８年度上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（非課税等世帯分）の支給に関する規則をここに公布する。

令和８年７月１０日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第４７号

令和８年度上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（非課税等世帯分）の支給に関する規則

（目的）

第１条 この規則は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による影響を踏まえ、市町村民税非課税世帯のうち子育て世帯に対する生活支援を行うため、令和８年度上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（非課税等世帯分）（以下「給付金（非課税等世帯分）」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条 給付金（非課税等世帯分）の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。

- (1) 令和８年６月１５日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 平成２０年４月２日以後に出生した児童又は基準日の翌日から令和９年３月３１日までの間に出生した新生児（以下「対象児童」という。）について児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当を受給している者
- (3) 次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者

ア 令和８年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による令和８年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

イ 令和８年度分の市町村民税均等割のみが課税されている世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和８年度分の市町村民税所得割が課されていない者又は市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者である世帯

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさな

いものとする。

- (1) 市町村民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯
- (2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課税されていない者を含む世帯
- (3) 令和8年度上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給に関する規則（令和8年上越市規則第 号）に基づく上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給を受けている世帯
- (4) その他市長が支給を不相当と認める世帯
（受給権者）

第3条 給付金（非課税等世帯分）の受給権者は、支給対象者とする。ただし、支給対象者が本給付金の支給決定までに死亡した場合は、対象児童について、新たに児童手当法による児童手当を受給することになった者に対して支給する。

- 2 配偶者及びその他親族からの暴力等を理由に避難している者の取扱いについては、市長が別に定める。

（支給額）

第4条 給付金（非課税等世帯分）の支給額は、対象児童1人につき、2万5,000円とする。

- 2 給付金（非課税等世帯分）の支給は、対象児童1人につき、1回を限度とする。

（申請等不要の支給の方式）

第5条 市長は、支給対象者のうち対象児童に係る児童手当受給口座を確認できる支給対象者（以下「一般支給対象者」という。）に対し、給付金（非課税等世帯分）を支給する旨の通知を行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の通知を受けた際、給付金（非課税等世帯分）の受給を拒否することができる。この場合において、給付金（非課税等世帯分）の受給の拒否をしようとする一般支給対象者は、市長が別に定める日までに市長が別に定める届出書により届け出なければならない。

- 3 市長は、前項の届出書の提出がない場合は、給付金（非課税等世帯分）の給付を受けることを承諾したものとみなし、支給を決定し、給付金（非課税等世帯分）を支給する。

- 4 給付金（非課税等世帯分）の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 登録口座振込方式 登録口座（児童手当受給口座をいう。以下同じ。）に振り込む方式をいう。
- (2) 指定口座振込方式 前項の規定により給付金（非課税等世帯分）を支給するまでに、支給の決定を受けた支給対象者が市に前号の登録口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式をいう。
- (3) 窓口交付方式 市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。
（申請等による支給の方式）

第6条 一般支給対象者以外の支給対象者は、市長が別に定める様式により、次の各号に掲げるものに市長が必要と認める書類を添えて提出し、又は申請するものとする。

- (1) 確認書
 - (2) 申請書
- 2 確認書の提出は郵送又は窓口への持参により行い、申請書による申請に基づく支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。
- 3 申請者は、給付金（非課税等世帯分）の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示することにより、申請者本人による申請であることを証するものとする。
（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限るものとする。

- (1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
 - (3) 親族その他平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの
- 2 代理による申請は、代理人が確認書の提出をする場合にあつては確認書の委任欄への記

載を、支給の申請をする場合にあっては申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号に該当する場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号に該当する場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請受付開始日等)

第8条 給付金（非課税等世帯分）の申請受付開始日並びに確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(申請等による支給の決定)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、給付金（非課税等世帯分）を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条の提出期限までに第6条第2項の規定による確認書の提出又は支給の申請が行われなかった場合は、支給対象者が給付金（非課税等世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する登録口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座）に給付金（非課税等世帯分）の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、登録口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和9年4月30日までに完了できない場合は、当該支給決定を取り消すものとする。

- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により令和9年4月30日まで支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金（非課税等世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（非課税等世帯分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 給付金（非課税等世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。